

全建事発第 031 号
令和 4 年 6 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 奥 村 太 加 典
〔公 印 省 略〕

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針
の一部変更等について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（以下「適正化指針」という。）は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、公共工事の入札及び契約において講ずべき措置等を明らかにしたものであり、令和 4 年 5 月 20 日にその一部変更が閣議決定されたところです（別添 1 を参照）。

これを踏まえ、法第 20 条の規定に基づき、各省各庁の長、法人を所管する大臣及び地方公共団体に対し、別添 2 のとおり要請したことについて、本会に対し別添のとおり周知依頼がありました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上

(担当) 事業部 山中
TEL:03-3551-9396
FAX:03-3555-3218
e-mail:jigyo@zenken-net.or.jp